

○福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則

平成五年三月三十一日

福岡県規則第二十一号

改正 平成六年四月一日規則第三三号

平成九年三月三十一日規則第三一号

平成九年十一月二八日規則第九〇号

平成一四年三月二九日規則第二二号

平成一七年八月一日規則第六四号

平成二三年四月八日規則第一六号

平成二四年三月三〇日規則第一四号

平成二六年三月三十一日規則第二五号

令和元年八月二〇日規則第一八号

福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則を制定し、ここに公布する。

福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県立飯塚研究開発センター条例(平成四年福岡県条例第四十九号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書及び添付書類)

第二条 条例第四条第一項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第四条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業及び活動内容に関する書類
- 二 団体の財務状況に関する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

(平一七規則六四・追加)

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前二号に掲げる日を除く。)

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの休館日を変更し、又は別に定めることができる。

- 3 前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合は、臨時に休館し、又は開館することができる。

(平一七規則六四・旧第二条繰下・一部改正)

(開館時間)

第四条 センターの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、研究開発室及び試作室（以下「研究開発室等」という。）にあつては、終日とする。

- 2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの開館時間を変更することができる。

- 3 前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合は、開館時間を変更することができる。

(平六規則三三・一部改正、平一七規則六四・旧第三条繰下・一部改正、平二四規則一四・一部改正)

(研究開発室等の利用基準)

第五条 研究開発室等は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ利用できない。

- 一 一定以上の技術力を有し、研究開発成果の企業化を積極的に志向する個人、法人又は法人格のない団体を構成する者
- 二 大学、国公立試験研究機関等と共同研究を行う個人、法人又は法人格のない団体を構成する者
- 三 研究開発室等の利用者が行う研究開発を支援する公共的団体又はこれを構成する者

(平一七規則六四・追加・旧第六条繰上)

(研究開発室等の利用期間)

第六条 研究開発室等の利用期間については、五年を超えない範囲とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、これを延長することができる。この場合においては、原則として一年ごとに知事の承認を受けなければならない。

(平九規則九〇・一部改正、平一七規則六四・旧第六条繰下・旧第七条繰上)

(附属設備等利用料金)

第七条 条例別表一備考の規則で定める額（以下「附属設備等利用料金」という。）は、別表に掲げる金額の範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て別に定めるものとする。

(平一七規則六四・旧第七条繰下・旧第八条繰上・一部改正)

(利用料金の徴収時期)

第八条 利用料金は、センターの利用の承認の際に徴収する。ただし、国又は地方公共団体が利用する場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、研究開発室等の利用料金については、毎月二十日までにその月分を納めなければならない。この場合において、月の途中で利用を開始又は終了したときは、その日の属する月分まで納めなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、附属設備等利用料金については、センターを利用した後に徴収する。

(平一七規則六四・旧第八条繰下・旧第九条繰上・一部改正)

(利用料金の減免)

第九条 条例第六条第七項の規定に基づく利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

一 指定管理者が、センターの設置目的を達成する事業に利用する場合 利用料金の全額

二 前号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て特に必要と認める場合 指定管理者が認める額

三 前各号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認める場合 利用料金の全部又は一部

(平一七規則六四・旧第十条繰下・旧第十一条繰上・一部改正)

(利用料金の還付)

第十条 条例第六条第八項ただし書の規定に基づく利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

一 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由でセンターを利用できなくなった場合 利用料金の全額

二 多目的ホールの利用の申込みをした者が、利用の日から一月前までに取消しを申し出た場合 利用料金の額の五十パーセントに相当する額

三 第二号以外の施設の利用の申込みをした者が、利用の日から三日前までに取消しを申し出た場合 利用料金の額の五十パーセントに相当する額

四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が必要と認める額

(平一七規則六四・追加)

(補則)

第十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平一七規則六四・旧第十四条繰下・旧第十五条繰上)

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年規則第三三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年規則第三一号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年規則第九〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年規則第二二号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年規則第六四号)

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年規則第一四号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年規則第二五号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年規則第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、令和元年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表（第七条関係）

(平一七規則六四・旧別表第一・全改、平二三規則一六・平二六規則二五・令元規則一八・一部改正)

| 品名             | 単位      | 金額     |
|----------------|---------|--------|
| ビデオプロジェクターシステム | 一式（一時間） | 一、〇八〇円 |
| オーバーヘッドプロジェクター | 一台（一時間） | 四一〇円   |

別記様式(第2条関係)

|                                                                  |   |
|------------------------------------------------------------------|---|
| 指 定 管 理 者 指 定 申 請 書                                              |   |
| 年        月        日                                              |   |
| 福 岡 県 知 事    殿                                                   |   |
| (申請者)                                                            |   |
| 主たる事務所の所在地                                                       |   |
| 団体名称                                                             |   |
| 代表者氏名                                                            | 印 |
| 福岡県立飯塚研究開発センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 |   |
| 公の施設の名称                                                          |   |
| 公の施設の所在地                                                         |   |
| 担 当 部 署 名                                                        |   |
| 担当者職名・氏名                                                         |   |
| 担 当 者 連 絡 先                                                      |   |